

頁	旧	新	改正理由
1	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針	
1	第1節 計画の目的 (略)	第1節 計画の目的 (略)	
1	第2節 計画の性格及び基本方針 地域防災計画—原子力災害対策編— (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江南市防災会議が市の地域に係る防災計画として作成する「江南市地域防災計画」の「原子力災害対策」編として、市の役割を定めたもので、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策」編、又は「地震災害対策」編によるものとする。 (2)～(5) (略)	第2節 計画の性格及び基本方針 地域防災計画—原子力災害対策編— (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江南市防災会議が市の地域に係る防災計画として作成する「江南市地域防災計画」の「原子力災害対策」編として、市の役割を定めたもので、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」編、又は「 <u>地震・津波災害対策計画</u> 」編によるものとする。 (2)～(5) (略)	表記の整理
2	第3節 計画の構成 (略)	第3節 計画の構成 (略)	
3	第4節 災害の想定 (略) (1) (略) (2) 原子力災害 (略) 表 (略) ※1 (略) (追加) (追加) ※2～※3 (略)	第4節 災害の想定 (略) (1) (略) (2) 原子力災害 (略) 表 (略) ※1 <u>※2：美浜発電所の1号機及び2号機は廃炉に向けた手続き中</u> <u>※3：敦賀発電所の1号機は廃炉に向けた手続き中</u> ※4～※5 (略)	現況に合わせて修正

7	<p>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 運用上の介入レベル (OIL)</p> <p>(略)</p> <p>表3 (略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>※4～※9 (略)</p>	<p>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 運用上の介入レベル (OIL)</p> <p>(略)</p> <p>表3 (略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 (略)</p> <p><u>OILI については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1時間値) が OILI の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1時間値) が OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した地点の空間放射線量率 (1時間値) が OIL2 の基準値を超えた場合に防護措置の実施が必要であると判断する。</u></p> <p>※4～※9 (略)</p>	<p>対策の追加</p>
8	<p>第6節 市地域防災計画の作成又は修正</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 市地域防災計画の作成又は修正</p> <p>(略)</p>	
8	<p>第7節 今後の検討課題について</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 今後の検討課題について</p> <p>(略)</p>	
9	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	
9	<p>第1節 実施責任</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 実施責任</p> <p>(略)</p>	

原子力災害対策計画

	機関名	内容	機関名	内容	
12	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力をを行う。	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力をを行う。	指定公共機関の追加
	西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。	西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。	
	6～7 (略)		6～7 (略)		
13	第2編 災害予防 第1章 放射性物質災害予防対策 (略)		第2編 災害予防 第1章 放射性物質災害予防対策 (略)		
14	第2編 災害予防 第2章 原子力災害予防対策		第2編 災害予防 第2章 原子力災害予防対策		

14	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(追加) 第1節 原子力防災に係る専門家との連携 第3節 避難所等の確保 第4節 可搬型測定機器の取扱の習熟 第6節 健康被害防止に係る整備 第7節 風評被害対策 第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 第9節 原子力防災に関する県民及び市民等に対する知識の普及と啓発 第10節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(追加) 第6節4 スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整 (追加)</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>第2節 防災対策の実施</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>第5節 緊急輸送態勢の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	市	(追加) 第1節 原子力防災に係る専門家との連携 第3節 避難所等の確保 第4節 可搬型測定機器の取扱の習熟 第6節 健康被害防止に係る整備 第7節 風評被害対策 第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 第9節 原子力防災に関する県民及び市民等に対する知識の普及と啓発 第10節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	県	(追加) 第6節4 スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整 (追加)	原子力事業者	第2節 防災対策の実施	県警察	第5節 緊急輸送態勢の確保	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td><u>第1節</u> <u>情報の収集・連絡体制等の整備</u> <u>第2節</u> 原子力防災に係る専門家との連携 <u>第4節</u> 避難所等の確保 <u>第5節2</u> 可搬型測定機器の取扱の習熟 <u>第7節</u> 健康被害防止に係る整備 <u>第8節</u> 風評被害対策 <u>第9節</u> 市民等への的確な情報伝達体制の整備 <u>第10節</u> 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発 <u>第11節</u> 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>第5節1</u> <u>環境放射線モニタリングの実施</u> <u>第7節4</u> スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整 <u>第12節</u> <u>県外からの避難者の受入に関する事前調整</u></td> </tr> <tr> <td>原子力事業者</td> <td><u>第3節</u> 防災対策の実施</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td><u>第6節</u> 緊急輸送態勢の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	市	<u>第1節</u> <u>情報の収集・連絡体制等の整備</u> <u>第2節</u> 原子力防災に係る専門家との連携 <u>第4節</u> 避難所等の確保 <u>第5節2</u> 可搬型測定機器の取扱の習熟 <u>第7節</u> 健康被害防止に係る整備 <u>第8節</u> 風評被害対策 <u>第9節</u> 市民等への的確な情報伝達体制の整備 <u>第10節</u> 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発 <u>第11節</u> 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	県	<u>第5節1</u> <u>環境放射線モニタリングの実施</u> <u>第7節4</u> スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整 <u>第12節</u> <u>県外からの避難者の受入に関する事前調整</u>	原子力事業者	<u>第3節</u> 防災対策の実施	県警察	<u>第6節</u> 緊急輸送態勢の確保	
	機関名	主な措置																					
	市	(追加) 第1節 原子力防災に係る専門家との連携 第3節 避難所等の確保 第4節 可搬型測定機器の取扱の習熟 第6節 健康被害防止に係る整備 第7節 風評被害対策 第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 第9節 原子力防災に関する県民及び市民等に対する知識の普及と啓発 第10節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施																					
	県	(追加) 第6節4 スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整 (追加)																					
原子力事業者	第2節 防災対策の実施																						
県警察	第5節 緊急輸送態勢の確保																						
機関名	主な措置																						
市	<u>第1節</u> <u>情報の収集・連絡体制等の整備</u> <u>第2節</u> 原子力防災に係る専門家との連携 <u>第4節</u> 避難所等の確保 <u>第5節2</u> 可搬型測定機器の取扱の習熟 <u>第7節</u> 健康被害防止に係る整備 <u>第8節</u> 風評被害対策 <u>第9節</u> 市民等への的確な情報伝達体制の整備 <u>第10節</u> 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発 <u>第11節</u> 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施																						
県	<u>第5節1</u> <u>環境放射線モニタリングの実施</u> <u>第7節4</u> スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整 <u>第12節</u> <u>県外からの避難者の受入に関する事前調整</u>																						
原子力事業者	<u>第3節</u> 防災対策の実施																						
県警察	<u>第6節</u> 緊急輸送態勢の確保																						
			対策の追加																				
			対策の追加																				

14	(追加)	<p>第1節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、隣接県、市、原子力発電所等が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と核燃料物質等や原子力災害に関する原子力防災の基礎知識の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。</p> <p>1 県と関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</p> <p>特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。</p>	対策の追加
15	<p>第1節 原子力防災に係る専門家との連携</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 原子力防災に係る専門家との連携</p> <p>(略)</p>	
15	<p>第2節 防災対策の実施</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 防災対策の実施</p> <p>(略)</p>	
15	<p>第3節 避難所等の確保</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 避難所等の確保</p> <p>(略)</p>	

15	(追加)	<p>第5節 環境放射線モニタリングの実施等</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施</p> <p>県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、本県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）について、環境調査センターを始め県内5か所において実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。</p>	対策の追加
16	<p>第5節 緊急輸送体制の確保</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 緊急輸送体制の確保</p> <p>(略)</p>	
16	<p>第6節 健康被害防止に係る整備</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第7節 健康被害防止に係る整備</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医療総轄責任者の配置</p> <p>県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う医療総括責任者をあらかじめ定めておく。</p>	対策の追加
16	<p>第7節 風評被害対策</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 風評被害対策</p> <p>(略)</p>	
17	<p>第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、テレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>	<p>第9節 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用など</u>テレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>	対策の追加

17	第9節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発 (略)	第10節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発 (略)	
17	第10節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施 (略)	第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施 (略)	
17	(追加)	第12節 県外からの避難者の受入に関する事前調整 県は、避難元都道府県の要請に基づき、 <u>県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。</u>	対策の追加
18	第3編 災害予防 第1章 活動態勢（江南市における組織の動員配備）	第3編 災害予防 第1章 活動態勢（江南市における組織の動員配備）	
19	第1節 災害対策本部の設置・運営 (略) 1 非常配備体制（江南市災害対策本部） (略) (1) 本部 ア～ウ (略) エ 本部の標識等 (略) ⑦ 標示板 本部を設置したときは、標示板を市役所玄関前に掲示する。 (①)～⑦ (略) (2)～(6) (略) 2～3 (略)	第1節 災害対策本部の設置・運営 (略) 1 非常配備体制（江南市災害対策本部） (略) (1) 本部 ア～ウ (略) エ 本部の標識等 (略) ⑦ 標示板 本部を設置したときは、標示板を <u>防災センター</u> 玄関前に掲示する。 (①)～⑦ (略) (2)～(6) (略) 2～3 (略)	災害対策本部の移動

21	<p>第2節 原子力防災業務関係者の安全確保</p> <p>市は必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。</p>	<p>第2節 原子力防災業務関係者の安全確保</p> <p>市、<u>県</u>及び防災関係機関は必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。</p>	対策の整理
21	<p>第3節 職員の派遣要請</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 職員の派遣要請</p> <p>(略)</p>	
22	<p>第3編 災害予防</p> <p>第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 災害予防</p> <p>第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</p> <p>(略)</p>	
25	<p>第3編 災害予防</p> <p>第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p>	<p>第3編 災害予防</p> <p>第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p>	

25	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>第1節1 事故等の発生に係る県への通報 第2節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置 第3節 消防活動（消火・救助・救急） 第5節 広報活動の実施 第6節 医療関係活動</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	市	第1節1 事故等の発生に係る県への通報 第2節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置 第3節 消防活動（消火・救助・救急） 第5節 広報活動の実施 第6節 医療関係活動	(追加)	(追加)	県警察	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>第1節1 事故の発生に係る県等への連絡 第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 第5節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示 第6節 市民等への的確な情報伝達 第7節 医療関係活動 第8節 消防活動（消火・救助・救急） 第9節1 自衛隊への災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 第3節1 <u>環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 第10節 汚染された食品等の流通防止</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>第9節2 災害派遣要請に基づく活動</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>第12節 輻輳対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	市	第1節1 事故の発生に係る県等への連絡 第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 第5節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示 第6節 市民等への的確な情報伝達 第7節 医療関係活動 第8節 消防活動（消火・救助・救急） 第9節1 自衛隊への災害派遣要請	県	第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 第3節1 <u>環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 第10節 汚染された食品等の流通防止	県警察	(略)	自衛隊	第9節2 災害派遣要請に基づく活動	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第12節 輻輳対策	<p>対策の追加</p> <p>機関の追加</p>
機関名	主な措置																										
市	第1節1 事故等の発生に係る県への通報 第2節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置 第3節 消防活動（消火・救助・救急） 第5節 広報活動の実施 第6節 医療関係活動																										
(追加)	(追加)																										
県警察	(略)																										
(追加)	(追加)																										
(追加)	(追加)																										
機関名	主な措置																										
市	第1節1 事故の発生に係る県等への連絡 第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 第5節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示 第6節 市民等への的確な情報伝達 第7節 医療関係活動 第8節 消防活動（消火・救助・救急） 第9節1 自衛隊への災害派遣要請																										
県	第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 第3節1 <u>環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> 第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 第10節 汚染された食品等の流通防止																										
県警察	(略)																										
自衛隊	第9節2 災害派遣要請に基づく活動																										
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	第12節 輻輳対策																										

26	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)	
26	第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 (略)	第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請 (略)	
26	(追加)	第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。	対策の追加
27	第3節 原子力災害合同対策協議会への出席 (略)	第4節 原子力災害合同対策協議会への出席 (略)	
27	第4節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示 (略)	第5節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示 (略)	
27	第5節 市民等への的確な情報伝達 (略)	第6節 市民等への的確な情報伝達 (略)	
27	第6節 医療関係活動 (略)	第7節 医療関係活動 (略)	
28	第7節 消防活動（消火・救助・救急） (略)	第8節 消防活動（消火・救助・救急） (略)	
28	第8節 自衛隊への災害派遣要請等 (略)	第9節 自衛隊への災害派遣要請等 (略)	
28	第9節 汚染された食品等の流通防止 (略)	第10節 汚染された食品等の流通防止 (略)	
29	第10節 交通の確保 (略)	第11節 交通の確保 (略)	

29	<p>第11節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>第12節 輻輳対策</p> <p>西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、<u>KDDI株式会社</u>、<u>株式会社NTTドコモ</u>及び<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>表記の整理 機関の追加</p>
30	<p>第3編 災害予防</p> <p>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p>	<p>第3編 災害予防</p> <p>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p>	

31	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)	
31	(追加)	第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 <u>(1) 県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。</u> <u>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。</u> <u>(2) 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、県民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。</u>	対策の追加
32	第2節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 (略)	第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 (略)	
32	第3節 市民等への的確な情報伝達 (略)	第4節 市民等への的確な情報伝達 (略)	
32	第4節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動 (略)	第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動 (略)	
33	第5節 医療関係活動 (略)	第6節 医療関係活動 (略)	
33	第6節 放射性物質による汚染の除去への協力 (略)	第7節 放射性物質による汚染の除去への協力 (略)	

33	第7節 緊急輸送・交通の確保 (略)	第8節 緊急輸送・交通の確保 (略)	
34	第8節 飲料水・食品等の摂取制限等 (略)	第9節 飲料水・食品等の摂取制限等 (略)	
34	第9節 治安の確保 (略)	第10節 治安の確保 (略)	
35	第10節 風評被害等の影響の軽減 (略)	第11節 風評被害等の影響の軽減 (略)	
35	第11節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモは、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	第12節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、 <u>KDDI株式会社</u> 、及び株式会社NTTドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	表記の整理
35	第12節 市外からの避難者の受入れ 1 避難者の受入れ 市は、市域を越えて避難する者が発生した県又は他市町村から協議を受けたときは、次の対応を行う。 (1)～(3) (略) 2 (略)	第13節 市外からの避難者の受入れ 1 避難者の受入れ <u>県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。</u> (1)～(3) (略) 2 (略)	対策の整理
36	第4編 災害復旧	第4編 災害復旧	

36	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="181 244 1059 635"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>第1節 放射性物質による汚染の除去への協力 第5節 風評被害等の影響の軽減</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>第4節 復旧・復興事業からの暴力団排除</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>第1節 放射性物質による汚染の除去への協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	県	第1節 放射性物質による汚染の除去への協力 第5節 風評被害等の影響の軽減	市	(略)	県警察	第4節 復旧・復興事業からの暴力団排除	防災関係機関	第1節 放射性物質による汚染の除去への協力	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1081 244 1966 635"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td><u>第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> 第2節 放射性物質による汚染の除去への協力 第3節 各種制限措置の解除 第5節 風評被害等の影響の軽減</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	県	<u>第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> 第2節 放射性物質による汚染の除去への協力 第3節 各種制限措置の解除 第5節 風評被害等の影響の軽減	市	(略)	県警察	(略)	防災関係機関	(略)	対策の追加
機関名	主な措置																						
県	第1節 放射性物質による汚染の除去への協力 第5節 風評被害等の影響の軽減																						
市	(略)																						
県警察	第4節 復旧・復興事業からの暴力団排除																						
防災関係機関	第1節 放射性物質による汚染の除去への協力																						
機関名	主な措置																						
県	<u>第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> 第2節 放射性物質による汚染の除去への協力 第3節 各種制限措置の解除 第5節 風評被害等の影響の軽減																						
市	(略)																						
県警察	(略)																						
防災関係機関	(略)																						
36	(追加)	<p>第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p><u>県は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて第3編第4章第2節に規定する環境放射能調査におけるモニタリングの強化体制を継続し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。</u></p>	対策の追加																				
36	<p>第1節 放射性物質による汚染の除去への協力 (略)</p>	<p>第2節 放射性物質による汚染の除去への協力 (略)</p>																					

36	(追加)	<p>第3節 各種制限措置の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p>	対策の追加
37	<p>第2節 心身の健康相談の実施</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 心身の健康相談の実施</p> <p>(略)</p>	
37	<p>第3節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>(略)</p>	
37	<p>第4節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>(略)</p>	
37	<p>第5節 災害地域に係る記録等の作成</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 災害地域に係る記録等の作成</p> <p>(略)</p>	